

建設工事等の入札参加資格に係る 変更申請等の共通化等について

- 1 建設工事等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化について
- 2 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化について

建設工事等の変更申請等の案に関する意見照会(概要)

- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通の申請種別(変更申請、取消届等)、申請事由並びに申請種別ごとの申請項目・必要書類の案について、全ての地方公共団体に対して送付し、当該案に対する考え方や課題等を照会。*

※「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る変更申請等の案に関する意見照会について(依頼)」(令和7年12月12日付け総行行第533号総務省自治行政局行政課長通知)

主な調査事項

1. 各申請種別等の案についての考え方
 - 各申請種別、申請事由並びに申請項目・必要書類の案について、対応可能かどうか、又は課題があるか
 - 課題があると回答した場合の具体的な課題の内容
 - 原案において変更申請の対象としていない申請項目のうち、変更申請の対象とすべきと考えられる項目
2. 資格の有効期間中における業種追加/等級の再審査の現状の取扱い
3. 組織形態の変更等に伴う「業種追加申請」について、全国共通の取扱いとした場合に想定される課題

変更申請について①

原案

申請種別	申請事由
変更申請	i. 申請した共通申請項目(性質上、変更することが想定されないものを除く。)に変更があった場合
	ii. 申請した選択申請項目(適正性審査・格付情報に該当するものは除く。)に変更があった場合であって、かつ、地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合
	iii. 申請した独自申請項目に変更があった場合であって、かつ、地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合

a. 共通変更申請項目等(全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類)

- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類 (例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)
- 申請した共通申請項目の変更内容 (例) 商号又は名称の変更、代表者の変更、建設業許可番号の変更(建設工事の場合)
- 変更内容に応じた共通必要書類 (例) 登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書)、委任状(入札・契約等に関する権限の委任)

b. 選択変更申請項目等(変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)

- 申請した選択申請項目(適正性審査・格付情報に該当するものは除く。)の変更内容 (例) 入札・契約事務担当者の変更
- 変更内容に応じた選択必要書類(適正性審査・格付情報に該当するものは除く。)
(例) 個人からの申請の場合の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- 申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要がある選択申請項目
(例) 誓約事項、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約(代表者の変更があった場合、変更後の代表者による誓約)

- 変更申請については、事業者特定情報に該当する共通申請項目・選択申請項目のみを対象とし、適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目については、再審査申請の対象とすることで、変更申請の対象としなかった。

変更申請について②

(意見照会結果)

- 変更申請について、原案でも対応可能と回答した団体の割合は全体で82.4%となっている。

都道府県		市区町村		全体	
対応可能	課題がある	対応可能	課題がある	対応可能	課題がある
34(72.3%)	13(27.7%)	1,419(82.4%)	304(17.6%)	1,453(82.1%)	317(17.9%)

※「対応可能」には、事務処理方法の変更を要するが対応可能な場合を含む。

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)に占める割合

(主な課題と対応方針)

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none">変更事項に伴う必要書類(例:代表者の変更がある場合の建設業許可の変更届の写し等)に不足があるため、追加すべき。(122件)	<ul style="list-style-type: none">共通・選択必要書類として設定されているもののうち、変更申請における変更事項に伴い提出する必要があるものについては、追加することとする。
<ul style="list-style-type: none">建設工事において求めている「建設業許可情報」等については、システム上の情報連携により自動取得が可能と考えられるため、変更申請を不要とすべき。(92団体)	<ul style="list-style-type: none">他システムとの情報連携については、今後具体的な検討を進めていくところであり、現時点では、具体的にどの申請項目について情報連携が実現可能か、その連携方法や更新頻度をどのようにするかといった点が明らかでないことから、現段階においては、これらの情報連携が可能と考えられる項目についても、変更申請項目等として設定することとする。なお、将来的に情報連携が実現した場合には、変更申請を不要とすることも考えられるか。

変更申請について③

- また、原案において変更申請の対象としていない申請項目のうち、変更申請の対象とすべきと考えられる項目について照会したところ、**変更申請の対象としなかった適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目についても、変更申請の対象とすべきという意見が多数提出された。(562件)**

検討

- 地方公共団体によっては、**適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目について、指名競争入札や契約の際にその時点における事業者の適正性を確認することができるよう、変更申請を求めている場合がある。(例:技術者情報、資本金、常勤職員等の人数)**
- **これを踏まえると、適正性審査・格付情報に該当する選択申請項目も含めた全ての共通・選択申請項目について、変更申請の対象とすることが考えられるか。**
- 一方で、**選択申請項目については、地方公共団体によって、新規申請又は更新申請時に申請を求めている項目であっても、変更申請では求めている場合もある。**
- **このため、選択申請項目について、変更申請を求めるかどうかは、地方公共団体ごとに判断することが適当であると考えられるか。**これは、独自申請項目についても同様である。(昨年度の報告書において、物品・役務等と同様の整理としている。)
- **なお、変更申請の対象を上記のとおり拡大した場合、一部の申請項目について「変更申請」、「業種追加申請」又は「再審査申請」のいずれでも取り扱うことが可能となる。**
- **しかし、**
 - **変更申請は、資格の内容を維持したまま、登録情報の変更を行うための手続**
 - **業種追加申請は、新たな業種について資格を付与するための手続**
 - **再審査申請は、既に資格を得ている業種の等級について改めて審査を行うための手続**

というように、**それぞれ申請の目的や審査の性質が異なることから、これらの申請が併存すること自体に問題は生じないと考えられるか。**

変更申請について④

共通化の方向性

- これらを踏まえ、変更申請については、以下のとおり修正することが考えられるか(具体的な申請項目等については、別紙1参照)。

申請種別	申請事由
変更申請	i. 申請した共通申請項目(性質上、変更することが想定されないものを除く。)に変更があった場合
	ii. 申請した選択申請項目(適正性審査・格付情報に該当するものは除く。)に変更があった場合であって、かつ、地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合
	iii. 申請した独自申請項目に変更があった場合であって、かつ、地方公共団体が当該項目の変更申請を求めている場合

a. 共通変更申請項目等(全地方公共団体共通の変更申請項目及び必要書類)【別紙1】

- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類 (例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)
- 申請した共通申請項目の変更内容 (例) 商号又は名称の変更、代表者の変更、建設業許可番号の変更(建設工事の場合)
- 変更内容に応じた共通必要書類 (例) 登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書)、委任状(入札・契約等に関する権限の委任)

b. 選択変更申請項目等(変更申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)【別紙1】

- 申請した選択申請項目(~~適正性審査・格付情報に該当するものは除く。~~)の変更内容 (例) 入札・契約事務担当者の変更、**技術者情報**
- 変更内容に応じた選択必要書類(~~適正性審査・格付情報に該当するものは除く。~~)
(例) 個人からの申請の場合の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、**技術職員名簿**
- 申請した共通・選択申請項目の変更に伴い、改めて申請する必要がある選択申請項目
(例) 誓約事項、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないことの誓約 (代表者の変更があった場合、変更後の代表者による誓約)

取消届について①

原案

申請種別	申請事由
取消届	i. 申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となった場合
	ii. 事業者が廃業した場合
	iii. 資格がなくなかった場合(事業の縮小等)

- **共通取消届出項目等**(全地方公共団体共通の取消届出項目及び必要書類)
 - 届出者を特定するための届出項目及び必要書類 (例) 届出日、法人番号、商号又は名称、委任状(行政書士への申請の委任)
 - 取消の内容に関する項目 (例) 取消事由、取消年月日

(意見照会結果)

- 取消届について、原案でも対応可能と回答した団体の割合は全体で89.6%となっており、多くの団体において対応可能なものとなっている。

都道府県		市区町村		全体	
対応可能	課題がある	対応可能	課題がある	対応可能	課題がある
37(78.7%)	10(21.3%)	1,549(89.9%)	174(10.1%)	1,586(89.6%)	184(10.4%)

※ 「対応可能」には、事務処理方法の変更を要するが対応可能な場合を含む。

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)に占める割合

取消届について②

(主な課題と対応方針)

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none">業種の一部を取り消す場合の手続きについては、取消届で行うようにすべき。(93件)	<ul style="list-style-type: none">業種の一部を取り消す場合の申請種別については、「変更申請」により対応している場合と、「取消届」により対応している場合があり、地方公共団体ごとに取扱いが異なっている。原案では、業種の一部取消は、新規申請又は更新申請の共通申請項目である「希望業種」を変更するものであることから、変更申請の対象として整理している。また、業種の一部取消は、事業者としての入札参加資格そのものを消滅させるものではなく、資格の内容の一部を変更するものであり、資格の取消を前提とする「取消届」とは性質が異なると考えられることから、原案のとおりとすることが適当であると考えられるか。
<ul style="list-style-type: none">取消届の申請項目等を追加すべき。(72件)	<ul style="list-style-type: none">共通の取消届において、届出を求める必要性が高いと考えられる申請項目等については、追加することとする。
<ul style="list-style-type: none">廃業したことを証明する必要書類の提出を求めるべき。(3件)	<ul style="list-style-type: none">取消届は、事業者の届出に基づき当該事業者の資格を取り消すものであり、事業者の適正性審査等を行うものではないため、廃業したこと等が分かる書類の提出については、原案のとおり提出不要とすることが考えられるか。なお、現に提出を求めている団体からは、第三者により不正な届出を防止する観点から必要との意見もあるが、この点については、共通システムのログイン認証等で一定程度担保できるものと考えられるか。

共通化の方向性

- これらを踏まえ、取消届については、原案のとおりとすることが考えられるか(具体的な申請項目等については、別紙2参照)。

業種追加申請について①

原案

申請種別	申請事由
業種追加申請	資格の有効期間中に新たに業種の追加を希望する場合であって、かつ、地方公共団体が資格の有効期間中の業種の追加を認めている場合

a. 共通業種追加申請項目等(全地方公共団体共通の業種追加申請項目及び必要書類)

- 共通申請項目のうち、業種の追加に関する申請項目及び必要書類
(例) 希望する業種、建設業許可通知書
- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類
(例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)

b. 選択業種追加申請項目等(業種追加申請に際して求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の再審査申請項目及び必要書類)

- 新規申請又は更新申請時に設定した選択申請項目及び必要書類(事業者特定情報に該当するものは除く。)
(例) 経営事項審査情報、技術者情報、総合評定値通知書

(意見照会結果)

- 資格の有効期間中に新たな業種の追加を受付していると回答した団体の割合は建設工事で82.1%、測量・建設コンサルタント等で81.6%となっている。

	都道府県		市区町村		全体	
	受付している	受付していない	受付している	受付していない	受付している	受付していない
建設工事	44 (93.6%)	3(6.4%)	1,410 (81.8%)	313(18.2%)	1,454(82.1%)	316(17.9%)
測量・建設コンサルタント等	44 (93.6%)	3(6.4%)	1,401(81.3%)	322(18.7%)	1,445(81.6%)	325(18.4%)

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)に占める割合

業種追加申請について②

- また、業種追加申請について、原案でも対応可能と回答した団体の割合は全体で74.0%となっている。
- 一方で、特に都道府県においては、課題があると回答した団体の割合が40.9%と多くなっている。

都道府県		市区町村		全体	
対応可能	課題がある	対応可能	課題がある	対応可能	課題がある
26(59.1%)	18(40.9%)	1,117(74.4%)	384(25.6%)	1,143(74.0%)	402(26.0%)

※「対応可能」には、事務処理方法の変更を要するが対応可能な場合を含む。

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)から業種追加申請を「現在実施しておらず、共通化後も実施する予定はない」と回答した団体(都道府県3団体、市区町村222団体)を除いた団体(都道府県44団体、市区町村1,501団体)に占める割合

(主な課題と対応方針)

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 建設工事の場合に求めている「建設業許可情報」や「経営事項審査情報」など、システム上の情報連携により自動取得が可能な情報については、申請項目の入力や必要書類の提出を不要とすべき。(137団体) 	<ul style="list-style-type: none"> 他システムとの情報連携については、今後具体的な検討を進めていくところであり、現時点では、具体的にどの申請項目について情報連携が実現可能か、その連携方法や更新頻度をどのようにするかといった点が明らかでないことから、現段階においては、これらの情報連携が可能と考えられる項目についても、業種追加申請項目等として設定することとする。 なお、将来的に情報連携が実現した場合には、共通システム上での入力や必要書類の提出は不要となると考える。
<ul style="list-style-type: none"> 業種追加申請の必要書類を追加すべき。(84件) 	<ul style="list-style-type: none"> 業種追加申請において、申請を求める必要性が高いと考えられる必要書類については、追加することとする。

業種追加申請について③

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none">業種追加については、変更申請で対応すべき。(52件)	<ul style="list-style-type: none">業種追加申請は、追加する業種について新たに入札参加資格を付与するものであり、資格の範囲を拡大する性質を有する申請であると考えられる。このため、業種追加については、変更申請とは区別し、独立した申請として整理することは、申請種別ごとの趣旨を明確化する観点からも合理的であると考えられる。また、業種追加を変更申請に含めた場合、変更申請は事由発生の都度、随時受け付ける申請であることから、業種追加についても常時受け付けることが前提となる。この場合、団体ごとの審査体制や実情を踏まえた柔軟な運用が困難となるおそれがある。これらを踏まえ、共通化を図るに当たっては、業種追加については独立した申請種別として整理することが適切と考えられる。
<ul style="list-style-type: none">業種追加の受付対象を区域内事業者に限定しており、共通化後の取扱いが課題となる。(3件)	<ul style="list-style-type: none">業種追加申請について、区域内事業者のみ申請を受け付けるという取扱い自体は否定されるものではないと考えられるが、共通システム上において、区域内事業者のみが申請を行えるような制御機能を設けることは、システムの複雑化や費用対効果の観点から現実的ではないと考えられるか。業種追加申請を区域内事業者のみに限定しているといった要件を事業者にあらかじめ周知した上で、区域外事業者から申請があった場合は、却下するといった運用での対応も可能と考えられるか。

共通化の方向性

- これらを踏まえ、業種追加申請については、原案のとおりとすることが考えられるか（具体的な申請項目等については、別紙3参照）。

再審査申請について①

原案

申請種別	申請事由
再審査申請	既に資格を得ている業種について、資格の有効期間中に等級の再審査を希望する又は変更申請に付随して新たに等級の再審査が必要となる場合であって、かつ、地方公共団体が資格の有効期間中の等級の再審査を認めている場合

- a. **共通再審査申請項目等**(全地方公共団体共通の再審査申請項目及び必要書類)
- 申請者を特定するための申請項目及び必要書類
(例) 申請日、商号又は名称、申請事務担当者、委任状(行政書士への申請の委任)
- b. **選択再審査申請項目等**(再審査申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の再審査申請項目及び必要書類)
- 申請した選択申請項目及び必要書類(事業者特定情報に該当するものは除く。)(例) 経営事項審査情報、技術者情報、総合評価値通知書

(意見照会結果)

- 資格の有効期間中に既に資格を得ている業種の等級の変更(再審査)を認めていると回答した団体の割合は建設工事で25.6%、測量・建設コンサルタント等で40.2%となっている。

	都道府県		市区町村		全体	
	認めている	認めていない	認めている	認めていない	認めている	認めていない
建設工事	10(21.3%)	37(78.7%)	402(25.7%)	1,163(74.3%)	412(25.6%)	1,200(74.4%)
測量・建設コンサルタント等	5(33.3%)	10(66.7%)	253(40.4%)	373(59.6%)	258(40.2%)	383(59.8%)

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)から「格付けを実施していない」と回答した団体(建設工事:市区町村158団体、測量等:都道府県32団体、市区町村1,097団体)を除いた団体(建設工事:都道府県47団体、市区町村1,565団体、測量等:都道府県15団体、市区町村626団体)に占める割合

- また、再審査申請について、原案でも対応可能と回答した団体の割合は全体で72.6%となっている。

都道府県		市区町村		全体	
対応可能	課題がある	対応可能	課題がある	対応可能	課題がある
13(81.3%)	3(18.8%)	619(72.4%)	236(27.6%)	632(72.6%)	239(27.4%)

※ 「対応可能」には、事務処理方法の変更を要するが対応可能な場合を含む。

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)から「現在実施しておらず、共通化後も実施する予定はない」と回答した団体(都道府県31団体、市区町村868団体)を除いた団体(都道府県16団体、市区町村855団体)に占める割合

再審査申請について②

(主な課題と対応方針)

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none">再審査については、組織形態等の変更等があった場合のみ認めるべき。(107団体)	<ul style="list-style-type: none">再審査申請を受付するか否かについては、地方公共団体の任意としている。なお、組織形態等の変更等があった場合の申請については、別途、申請種別等を整理している。
<ul style="list-style-type: none">再審査申請の受付期間については、一定の期間のみとし、定期申請の期間と重複しないようにすべき。(51件)	<ul style="list-style-type: none">再審査申請の受付期間については、共通の「追加受付期間」又は「随時受付期間」から設定できることとしており、一定の期間のみ再審査申請を受付したい団体においては、「追加受付期間」で再審査申請を受付することが考えられるか。
<ul style="list-style-type: none">再審査申請に要件(例:区域内事業者のみ認めている、総合評定値が付与されていなかった業種に対し新たに付与された場合のみ認めている等)を設定しているため、共通化が難しい。(6団体)	<ul style="list-style-type: none">再審査申請について、共通化後も、左記のような要件を設定する取扱い自体は否定されるものではないと考えるが、共通システム上で各団体の要件に応じた個別の制御機能を設定することは、システムの複雑化や費用対効果の観点から現実的ではないと考えられるか。再審査申請の要件を事業者にあらかじめ周知した上で、事業者から要件を満たさない申請があった場合は、却下するといった運用での対応も可能と考えられるか。

共通化の方向性

- これらを踏まえ、再審査申請については、原案のとおりとすることが考えられるか(具体的な申請項目等については、別紙4参照)。

合併等の組織形態の変更等に伴う申請について①

原案

組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別

申請種別	申請対象
① 新規申請	組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
② 変更申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
③ 取消届	組織形態の変更等の前に資格を有していた事業者が当該変更等により消滅する場合
④ 業種追加申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が業種の追加を希望する場合であって、地方公共団体が資格の有効期間中の業種の追加を認めている場合
⑤ 再審査申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が等級の再審査を希望する場合であって、地方公共団体が資格の有効期間中の等級の再審査を認めている場合

(申請事由)

- 合併(新設合併・吸収合併)
- 分割(新設分割・吸収分割)
- 事業譲渡
- 個人事業主の法人化(法人成り)
- 法人の個人事業主化(個人成り)
- その他法人格の変動(組合の株式会社化、公益社団法人の組合化等)

a. 共通合併等申請項目等(全地方公共団体共通の合併・分割・事業譲渡等の組織形態の変更等に係る申請項目及び必要書類)

- 組織形態の変更等の内容に係る申請項目及び必要書類
(例) 組織形態の変更等の種類、組織形態の変更等前後の事業者の構成等、組織形態の変更等に係る契約書の写し等

b. 選択合併等申請項目等(申請を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択できる共通の変更申請項目及び必要書類)

- 適正性審査・格付情報に係るものであって、新規申請又は変更申請の申請項目等に含まれていないもの
(例) 合併時自己資本額明細

合併等の組織形態の変更等に伴う申請について②

- 合併等の組織形態の変更等に伴う申請について、原案でも対応可能と回答した団体の割合は全体で82.1%となっている。

都道府県		市区町村		全体	
対応可能	課題がある	対応可能	課題がある	対応可能	課題がある
32(68.1%)	15(31.9%)	1,422(82.5%)	301(17.5%)	1,454(82.1%)	316(17.9%)

※「対応可能」には、事務処理方法の変更を要するが対応可能な場合を含む。

※ 入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,723団体)に占める割合

(主な課題と対応方針)

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 組織形態の変更等に伴う申請の申請項目・必要書類を追加すべき。(151件) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織形態の変更等に伴う申請において、申請を求める必要性が高いと考えられる申請項目等については、追加することとする。
<ul style="list-style-type: none"> ● 組織形態の変更等に伴う「再審査申請」を受け付ける場合に、要件を設定しており、共通化が難しい。(40団体) ● 具体的には組織形態の変更等に伴う「再審査申請」の要件として、以下を設定している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業種の一部のみを継承することは認めておらず、承継対象外の業種は事前又は同時に取消しを行う。 ➢ 譲渡事業者は当該業種の事業活動を廃止している必要がある。 ➢ 被承継者の全ての業種について、承継者が資格を既に申請している場合は、再審査を認めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織形態の変更等に伴う「再審査申請」についても、共通化後も左記のような要件を設定する取扱い自体は否定されるものではないと考えるが、共通システム上で各団体の要件に応じた個別の制御機能を設定することは、システムの複雑化や費用対効果の観点から現実的ではないと考えられるか。 ● 組織形態の変更等に伴う「再審査申請」の要件を事業者にあらかじめ周知した上で、要件を満たさない申請があった場合は、却下するといった運用での対応も可能と考えられるか。

合併等の組織形態の変更等に伴う申請について③

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none">組織形態の変更等に伴う申請については、団体ごとに要件や申請種別の取扱いが異なると考えられるため、共通化が難しいのではないか。(35件)	<ul style="list-style-type: none">組織形態の変更等の態様は個別具体の事案ごとに多様であるが、組織形態の変更等に伴う申請の枠組み(申請種別・申請事由や組織形態の変更等の内容に関する申請項目)については、地方公共団体間で差異を設ける必要性は高くないと考えられる。このため、申請の枠組みについては共通化を図った上で、具体の事案に応じて、それぞれの状況に即した申請種別により受付する整理とすることが適当であるか。
<ul style="list-style-type: none">新設合併により、新設会社の新規申請が必要となる場合、共通システム上で消滅会社と新設会社の紐づけができるのか懸念がある(現在は新設合併の場合は変更申請で行っている)。(16件)	<ul style="list-style-type: none">新設合併等により、新規申請が必要となる場合における新設会社と消滅会社との関係性の把握や紐づけの方法については、共通システム上のデータの持ち方に関係するものであり、今後の共通システムの具体的な検討の中で検討すべきと考えられる。当該意見は、新設合併による申請種別が新規申請となる場合に、消滅会社と新設会社との関係が把握できないのではないかと懸念であると考えられるが、原案では、共通合併等申請項目として、「組織形態の変更等前の事業者の構成」及び「組織形態の変更等後の事業者の構成」を設定しており、これらの申請項目を活用し、共通システム上でのデータの持ち方等を工夫することにより、消滅会社と新設会社との関係性を把握することは可能であると考えられるか。
<ul style="list-style-type: none">取消届の届出事由「i 申請者の合併・分社等の事由で、有資格者であった申請者が消滅会社となった場合」については、組織形態の変更等に伴う申請の取消届の届出事由と重複しているため、どちらかで対応すればよいのではないかと。(1件)	<ul style="list-style-type: none">意見のとおり、原案では、通常取消届の届出事由と組織形態の変更等に伴う取消届の届出事由が重複している。組織形態の変更等に伴う申請は、主として存続会社や承継会社が資格を取得又は継続するための申請を整理するものであり、消滅会社については、通常取消届により対応することが事業者にとっても分かりやすいと考えられることから、組織形態の変更等に伴う取消届については、通常取消届に一本化することが適当であると考えられるか。

合併等の組織形態の変更等に伴う申請について④

共通化の方向性

- これらを踏まえ、組織形態の変更等に伴う申請については、以下のとおり修正することが考えられるか。（申請項目等については、別紙5参照）。

組織形態の変更等に伴う申請に係る申請種別	
申請種別	申請対象
① 新規申請	組織形態の変更等により新設された事業者又は当該変更等の時点で無資格の事業者が新たに資格を取得しようとする場合
② 変更申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が、引き続き資格を取得しようとする場合
③ 取消届	組織形態の変更等の前に資格を有していた事業者が当該変更等により消滅する場合
④ 業種追加申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が業種の追加を希望する場合であって、地方公共団体が資格の有効期間中の業種の追加を認めている場合
⑤ 再審査申請	組織形態の変更等の前から資格を有しており、かつ、当該変更等の後も存続する事業者が等級の再審査を希望する場合であって、地方公共団体が資格の有効期間中の等級の再審査を認めている場合

その他(組織形態の変更等に伴う「業種追加申請」について)

- 組織形態の変更等に伴う「業種追加申請」については、原案では地方公共団体の任意としているが、団体によって可否が異なる状況は事業者から見ると不平等な取り扱いと捉えられる側面があるため、共通した運用とすべきではないかとの意見があった。
- このことについて、**組織形態の変更等に伴う「業種追加申請」を全国共通で認めることとした場合に想定される課題**について意見照会を行ったところ、原案において地方公共団体の任意としている通常の業種追加申請を受け付けないこととする団体においても、組織形態の変更等の場合に限り業種追加を認めることとなるため、同一団体内の事業者間で取扱いに差が生じ、不平等となるとの意見があった(57件)。

検討

- 意見照会で提出のあった意見は、同一の地方公共団体内において、組織形態の変更等に伴う「業種追加申請」と、通常の業種追加申請との間で取扱いに差が生じることにより、団体内の公平性が損なわれるおそれがあることを指摘するものである。
- 入札参加資格審査申請は、あくまで地方公共団体ごとに審査が行われるものであることを踏まえると、共通化を進めるに当たっても、団体間の取扱いの統一を図ることよりも、団体内における公平性を確保することが重要であると考えられる。
- これを踏まえ、**組織形態の変更等に伴う「業種追加申請」については、原案のとおり各団体の任意とすることが適当であると考えられるか。**

- 1 建設工事等の入札参加資格に係る変更申請等の共通化について
- 2 測量・建設コンサルタント等の業種の共通化について

4. 地質調査サービス

(意見の概要)

- 小分類として「物理調査」、「ボーリング」、「土質試験」、「磁気探査」(各1、2件)を追加すべきとの意見がある。

(対応の方向性)

- 少数意見であることや、意見の提出団体においては、事務処理の変更は生じるものの、原案の「地質調査」の小分類でも対応可能と考えられることから、業種の追加は行わず、原案のとおりとする。

5. 補償コンサルタントサービス/その他、資格区分に関する意見

(意見の概要)

① 小分類を追加すべきとの意見

- 補償コンサルタントサービスについては、小分類として「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続(司法書士業務)」を追加すべきとの意見がある。
- また、補償コンサルタントサービスとは別に測量・建設コンサルタント等の業種として「環境計量証明」を追加すべきとの意見もある。

② 測量・建設コンサルタント等と物品・役務等の資格区分についての意見

- 特に都道府県においては、建設工事及び測量・建設コンサルタント等は建設部門、物品・役務等は会計部門が担当するなど、事務分掌が異なる場合がある。このような中で、「不動産鑑定」等を物品・役務として整理する場合、事務分掌の見直しや建設部門が物品・役務等の一部業種を利用するなどの対応が必要となる可能性があるが、課題は生じないか。
- 国においては、物品・役務等の省庁統一資格とは異なり、測量・建設コンサルタント等の資格については、省庁ごとに設定されており、例えば、国土交通省本省では、「不動産鑑定」を補償コンサルタントの小分類として取り扱っているほか、「環境調査」についても、業種として明記されていないものの、「その他の業種」等として取り扱っている可能性が高いと考えられる。
- これらの業種は物品・役務等の省庁統一資格では設定されていないため、地方公共団体における共通化後の資格と、国の省庁統一資格との間で、制度上の整理に差異が生じるおそれがあるが、課題は生じないか。

検討

- ①で意見があった業種のうち、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「環境計量証明」については、既に物品・役務等の業種として、「土地家屋調査士サービス」、「不動産鑑定評価・同関連サービス」、「環境計量証明サービス」を設定している。
- これらの業種は、測量・建設コンサルタント等として整理している地方公共団体と、物品・役務等として整理している地方公共団体が混在しており、その結果、②で示されたような事務分掌上の課題や国の制度との差異が指摘されている状況にある。
- ①及び②の意見を踏まえると、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続(司法書士業務)」、「環境計量証明」については、次のいずれかの整理が考えられるが、共通化の効果を十分に発揮するためには、国における取扱いも参考としつつ、地方公共団体間で異なる業種区分について、地方公共団体で任意に定めることとはせず、i 又は ii のいずれかに統一する必要があると考えられるか。
 - i. 物品・役務等の業種として設定する(この場合、測量・建設コンサルタント等の業種としては設定しない)
 - ii. 測量・建設コンサルタント等の業種として設定する(この場合、物品・役務等の業種としては設定しない)
- いずれの整理とした場合においても、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等で担当部門を分けている地方公共団体においては、事務分掌や運用の見直し等の対応が必要となる可能性がある。
- 加えて、構成員からは以下のような意見があった。
 - 当該4業種は、現行では物品・役務等の資格としており、仮に測量・建設コンサルタント等の業種に変更した場合、契約管理システム、電子入札システム等の後続システムの大規模改修を要する。
 - 「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「環境計量証明」については、現行では、物品・役務等の資格として、資格者名簿にはそれぞれ一定数の事業者が登録されている。実際の発注案件の中には、役務としての性格が強い業務も含まれている。
 - 当該4業種は、公共工事関係とそれ以外では、件数の大きな差があると考えられるため、(件数の多い)測量・建設コンサルタント等での業種とすることに賛成である。
 - 地方公共団体の設定状況等を踏まえれば、物品・役務等の測量・建設コンサルタント等との両方に設定できるようにすることも考えられるのではないか。

検討(続き)

- 意見において指摘のあった物品・役務等と測量・建設コンサルタント等との両方に設定できるようにした場合、複数の地方公共団体に申請する事業者にとって、団体ごとにこれらの業種がどちらの資格に設定されているのかを確認した上で申請する必要が生じ、事業者の事務負担が増加するおそれがある。
- また、当該業種を物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれの資格区分に統一した場合であっても、それぞれ課題が指摘されていることを踏まえると、現時点で結論づけることは適当でないと考えられる。
- これらを踏まえると、当該業種については、全ての地方公共団体に現行の取扱いについて意見照会を行い、実態を把握した上で、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等のいずれの資格として整理すべきか検討することとするか。
- その際、地方公共団体の後続システムや運用等の見直しへの影響を考慮すると、円滑な移行の観点からは、例えば、経過措置※1として、共通システム上の事業者の申請の入口(資格区分)については、物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれか一方に統一した上で、各地方公共団体における格付や、実際の入札・契約における運用については、物品・役務等又は測量・建設コンサルタント等のいずれとして取り扱うかを地方公共団体が選択できる仕組み※2とすることも考えられるか。

※1 経過措置ではなく、恒久的措置とすることも考えられるが、その場合は、どちらかに統一された資格での運用が一般的になった場合において、従前の取扱いを維持するために発生するシステムの運用コスト等を踏まえる必要があるか。

※2 このような仕組みとする場合、物品・役務等と測量・建設コンサルタント等のいずれの資格としても運用できるよう、両資格における申請項目を同一の内容とする必要が生じるか。

測量・建設コンサルタント等の業種の意見照会結果①

(意見照会結果)

- 「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続」、「環境計量証明」の各業種について、現在どの資格区分で入札参加資格審査申請を受け付けているか地方公共団体に照会したところ、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」及び「登記手続」については測量・建設コンサルタント等の資格区分の業種として取り扱う団体が最も多く、「環境計量証明」については物品・役務等の資格区分の業種として取り扱う団体が最も多くなっている。

	都道府県				市区町村				全体			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
不動産鑑定	9 (19.1%)	18 (38.3%)	15 (31.9%)	5 (10.6%)	418 (26.8%)	725 (46.6%)	322 (20.7%)	92 (5.9%)	427 (26.6%)	743 (46.3%)	337 (21.0%)	97 (6.1%)
土地家屋調査	10 (21.3%)	22 (46.8%)	10 (21.3%)	5 (10.6%)	398 (25.6%)	732 (47.0%)	261 (16.8%)	166 (10.7%)	408 (25.4%)	754 (47.0%)	271 (16.9%)	171 (10.7%)
環境計量証明	15 (31.9%)	13 (27.7%)	12 (25.5%)	7 (14.9%)	557 (35.8%)	491 (31.5%)	280 (18.0%)	229 (14.7%)	572 (35.7%)	504 (31.4%)	292 (18.2%)	236 (14.7%)
登記手続	6 (12.8%)	12 (25.5%)	10 (21.3%)	19 (40.4%)	460 (29.5%)	541 (37.7%)	197 (12.7%)	359 (23.1%)	466 (29.1%)	553 (34.5%)	207 (12.9%)	378 (23.6%)

凡例

- ① 物品・役務等の業種として受付している
- ② 測量・建設コンサルタント等の業種として受付している
- ③ 物品・役務等、測量・建設コンサルタント等の両方で業種として受付している
- ④ 当該業種を受付していない

測量・建設コンサルタント等の業種の意見照会結果②

- 「不動産鑑定」、「土地家屋調査」、「登記手続」、「環境計量証明」について、**共通化に当たり、望ましい資格区分**を地方公共団体に照会したところ、「**いずれの整理でも運用上は対応可能である**」と回答した団体が最も多くなっている。

	①	②	③	④
都道府県	9 (19.1%)	13 (27.7%)	12 (25.5%)	13 (27.7%)
市区町村	395 (25.4%)	458 (29.4%)	605 (38.9%)	99 (6.4%)
全体	404 (25.2%)	471 (29.4%)	617 (38.5%)	112 (7.0%)

凡例

- ① 物品・役務等の業種として設定するのが望ましい
- ② 測量・建設コンサルタント等の業種として設定するのが望ましい
- ③ ①②のいずれの整理であっても、運用上は対応可能である
- ④ その他

④その他の例

- ・ 発注業務によって取扱い異なるため、両方に設定できることが望ましい(46件)
- ・ 4業種まとめて整理するのではなく、業種ごとに資格区分を分けた方がよい(12件)
- ・ 共同受付団体との調整が必要(21件) 等

- これらの業種を**現行と異なる資格区分とした場合の課題**について地方公共団体に照会したところ、「**特段の課題は生じない**」と回答した団体が最も多く、次いで、「**後続システム(契約管理システム、電子入札システム等)の改修が必要となる**」と回答した団体が多くなっている。 ※複数回答可

	①	②	③	④	⑤
都道府県	40 (38.1%)	20 (19.0%)	38 (36.2%)	2 (1.9%)	5 (4.8%)
市区町村	605 (32.7%)	158 (8.5%)	310 (16.7%)	687 (37.1%)	92 (5.0%)
全体	645 (33.0%)	178 (9.1%)	348 (17.8%)	689 (35.2%)	97 (5.0%)

凡例

- ① 後続システム(契約管理システム、電子入札システム等)の改修が必要となる
- ② 現行の資格区分における発注件数が多く、資格区分を変更した場合、発注実務への影響が大きい
- ③ 資格区分の変更に伴い、所掌事務や担当部署の変更等の運用の見直しが必要となる
- ④ 特段の課題は生じない
- ⑤ その他

⑤その他の例

- ・ 庁内や事業者への周知が課題となる(24件)
- ・ 物品・役務等は電子入札システムを導入していないため、資格区分が測量・建設コンサルタント等から物品・役務等に変更された場合、電子入札システムが使用できない(8件)
- ・ 物品・役務等の入札参加資格審査申請を行っていないため、運用の変更が必要(5件)
- ・ 共同受付団体との調整が必要(30件) 等

測量・建設コンサルタント等の業種の整理

検討

- 地方公共団体における実態を踏まえれば、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」及び「登記手続」については、測量・建設コンサルタント等の資格区分に整理することが妥当と考えられるか。
- 一方で、「環境計量証明」については、物品・役務等の資格区分の業種として取り扱う団体が最も多くなっている。また、実際の発注業務においても、建設工事と直接関係しない役務として発注される事例が多く、工事に伴う検査は工事契約に含めて実施されていることから、当該業種を測量・建設コンサルタント等に整理した場合には、発注実務上の整理や事業者側の対応に混乱が生じるため、別の資格区分とすることも考えられるのではないかとの意見もある。
- このため、「環境計量証明」については、物品・役務等の資格区分として整理することが考えられるか。
- また、これらの業種の共通化に当たり、どの資格区分で受け付けることが望ましいかとの照会に対して、「いずれの整理でも運用上は対応可能」とする回答が最多であることを踏まえると、いずれの資格区分に整理した場合であっても、地方公共団体の実務においては一定程度対応可能であると考えられるか。
- 「発注業務によって取扱いが異なるため、両方に設定できることが望ましい」との意見については、両方の資格区分に設定した場合、特に複数の団体に申請する事業者にとって、申請する団体ごとの取扱いの確認や、同一業種について両方の資格区分での重複申請が必要となること等により、申請に係る事務負担が増加するおそれがあることから、適当ではないと考えられるか。
- なお、「後続システム(契約管理システム、電子入札システム等)の改修が必要となる」との課題については、共通システム上の申請の入口となる資格区分は統一した上で、事業者が入力した情報を、各地方公共団体の運用に応じて、後続システム等における従来の資格区分に切り替えて連携することを可能とする仕組みを経過措置として設ける等により、既存システムへの影響を一定程度抑制することが可能と考えられるか。

※ 移行期における経過措置として設けることを基本としつつ、当該機能の実装及び運用に係る費用対効果を踏まえ、恒久的措置とすることも考えられるか。

共通化の方向性

- これらを踏まえ、「不動産鑑定」、「土地家屋調査」及び「登記手続」については測量・建設コンサルタント等の資格区分※として、「環境計量証明」については物品・役務等の資格区分として、それぞれ整理することが考えられるか。

※ 測量・建設コンサルタント等の業種に大分類「不動産鑑定・土地家屋調査・登記手続」を新たに設け、当該業種を小分類として設定することとするか。